（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号）	第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務

（この法律の失効）

第五条　この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

２　この法律の失効前に支援センターが特定被害者法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、この法律の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

３　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により効力を失った後も、なおその効力を有する。

４　前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、その施行の状況等を勘案し、この法律の延長及び財産保全の在り方を含めこの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
文部科学大臣　盛山　正仁
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令

国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十二号

国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）の施行に伴い、並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十一条の二及び第三十三条第一項、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項及び第八条第一項、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項及び第十五条並びに国立大学法人法の一部を改正する法律附則第三条第三項及び第十項、第四条第四項並びに第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第四条）
第二章　経過措置（第五条―第八条）
附則

第一章　関係政令の整備

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第一条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　評価委員及び役員（第一条・第二条）」を「第一章　評価委員及び役員（第一条・第二条）　第一章の二　特定国立大学法人（第二条の二）」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　特定国立大学法人

第二条の二　法第二十一条の二の政令で指定する国立大学法人は、次に掲げるものとする。

一　国立大学法人東北大学
二　国立大学法人東京大学
三　国立大学法人東海国立大学機構
四　国立大学法人京都大学
五　国立大学法人大阪大学

第四条第一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

第八条中「又は設備の設置」を「、設備の設置又は知的基盤の開発若しくは整備」に改め、同条第四号中「又は設備」を「、設備又は知的基盤」に、「第三十四条の三第二項」を「第三十三条の五第二項」に改める。

第二十二条中「第三十四条の三第二項第一号」を「第三十三条の五第二項第一号」に改める。

第二十三条中「第三十四条の三第二項第三号ロ」を「第三十三条の五第二項第三号ロ」に改める。

附則第七条及び第十条第二項中「法第三十五条」を「国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）第一条の規定による改正前の法第三十五条」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百九十四　国立大学法人法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十八号）附則第二条の規定により国立大学法人東京科学大学となつた旧国立大学法人東京工業大学（以下「旧東京工業大学」という。）及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧国立大学法人東京医科歯科大学（以下「旧東京医科歯科大学」という。）

第九条の四に次の一号を加える。

百四十一　旧東京工業大学及び旧東京医科歯科大学

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第三条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第四条　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二号中「国立大学法人東京医科歯科大学」を「国立大学法人東京科学大学」に改め、「、国立大学法人東京工業大学」を削る。